

## 教育相談等に関する調査研究について

平成20年4月23日  
初等中等教育局長決定

### 1. 趣 旨

児童生徒のいじめ等の問題行動や不登校に適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることや子どもたちが置かれている環境の問題に働きかけていくことが大切である。また、近年は、社会環境の変化に伴い、児童生徒が抱える問題が多様化・深刻化していることや、事件・事故、災害等の被害者である児童生徒や保護者の心のケアなどの対応も求められるなど、学校等における教育相談は多岐にわたっており、関係機関と連携しながら、学校等における教育相談を行っていくことが、ますます重要となってきた。

これらの状況を踏まえ、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの今後の役割や関係機関の連携の在り方を含め、学校等における教育相談活動の今後の方向性についての調査研究を行う。

### 2. 調査研究事項

- (1) 教育相談体制の今後の方向性について
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの今後の役割について
- (3) 教育相談体制の充実のための連携の在り方について
- (4) その他

### 3. 実施方法

- (1) 調査研究の実施に当たっては、別紙の学識経験者等の協力を得るものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。

### 4. 実施期間

平成20年4月23日から平成21年3月31日までとする。

### 5. その他

この調査研究に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

(別 紙)

教育相談等に関する調査研究協力者

(50音順)

- 市 川 宏 伸 (東京都立梅ヶ丘病院 精神科医)
- 大 島 吉 雅 (全国適応指導教室連絡協議会会長)
- 尾 木 和 英 (NPO法人言語教育文化研究所代表理事)
- 小 笹 典 子 (聖霊女子短期大学附属中学・高等学校養護教諭)
- 片 桐 雅 之 (深谷市教育委員会学校教育課課長補佐兼指導主事)
- 加 藤 秀 次 (社団法人日本PTA全国協議会副会長)
- 笹 森 洋 樹 (国立特別支援教育総合研究所統括研究員)
- 佐 藤 眞 弘 (千葉県教育庁教育振興部指導課指導主事)
- 清 水 井 一 (埼玉県上尾市立西中学校長)
- 関 口 博 久 (宮城教育大学教授 (元仙台市児童相談所長))
- 豊 嶋 瑞 穂 (埼玉県さいたま市立新開小学校長)
- 野 田 正 人 (立命館大学教授)
- 服 部 晃 (岐阜女子大学大学院教授)
- 八 並 光 俊 (東京理科大学大学院教授)

## 「教育相談等に関する調査研究協力者会議」の審議経過

- 第1回 平成20年4月28日(月)  
○生徒指導上の諸問題及び教育相談体制等について自由討議
- 第2回 平成20年5月22日(木)  
○日本臨床心理士資格認定協会からの意見発表  
○日本教育カウンセラー協会からの意見発表
- 第3回 平成20年6月10日(火)  
○日本産業カウンセラー協会からの意見発表  
○日本心理学会からの意見発表  
○学会連合資格「学校心理士」認定運営機構からの意見発表
- 第4回 平成20年6月24日(火)  
○東京都教育相談センターからの意見発表  
○NPO法人チャイルドライン支援センターからの意見発表  
○日本いのちの電話連盟からの意見発表
- 第5回 平成20年7月8日(火)  
○「24時間いじめ相談ダイヤル」について自由討議
- 第6回 平成20年7月24日(木)  
○「24時間いじめ相談ダイヤル」について自由討議
- 第7回 平成20年8月8日(金)  
○「中間まとめ(案)」について審議
- 第8回 平成20年8月20日(水)  
○「中間まとめ(案)」について審議
- 第9回 平成20年10月10日(金)  
○大阪府寝屋川市立和光小学校からの事例発表
- 第10回 平成20年11月12日(水)  
○富山県教育委員会からの事例発表  
○栃木県教育委員会からの事例発表  
○「スクールカウンセラー」について自由討議
- 第11回 平成20年12月10日(水)  
○滋賀県教育委員会からの事例発表  
○「スクールソーシャルワーカー」について自由討議
- 第12回 平成21年1月14日(水)  
○奈良県橿原市立大成中学校からの事例発表  
○「教育相談体制の充実のための連携の在り方」について自由討議  
○野田正人委員からの事例発表  
○「スクールソーシャルワーカー」について自由討議
- 第13回 平成21年2月13日(金)  
○「電話相談」について自由討議  
○「報告書(骨子案)」について審議
- 第14回 平成21年3月11日(水)  
○「報告書(案)」について審議

# 教育相談に関する調査研究協力者会議発表



発表者

富山県教育委員会小中学校課長 小出 薫

## いじめ・不登校等対策事業(H20年度)

### 教員の指導力向上

#### ④ 生徒育成サポート事業

- ・支援スタッフによる教員への指導助言(高)
  - ・「学校法律セミナー」の開催
  - ・緊急時に支援スタッフを派遣
  - ・「児童生徒育成支援会議」の開催
- (小中高)

#### ⑤ サイバー対策支援事業

教職員向けの研修会開催  
(小中高)



#### いじめ未然防止に向けた社会性育成事業 (小中)

- 異学年・異世代交流の促進
- ・ふれあいランチ
- ・絵本の読み聞かせ
- ・空き缶回収



### 教育相談の充実・強化

#### スクールカウンセラー等の配置

- ⑥ 小学校20校 中学校全83校
- ・スーパーバイザー(4地区各中学校1校)
- ・子どもと親の相談員(小学校16校)

#### カウンセリング指導員の配置

中学校29校

#### 24時間相談(いじめ等)電話の設置

総合教育センター (小中高)

保護者



児童生徒

### 学校・保護者・地域との連携

#### いのちの教育推進事業

- ・地域の方による、いのちの尊さを知る公開授業
- ・実践事例や児童生徒の感想等をホームページに掲載(小中)



#### ⑦ スクールソーシャルワーカー活用事業 (小中)

- ・問題を抱えている児童生徒の家庭への働きかけ
- ・関係機関等との連携による問題解決



## いじめの未然防止、早期発見・早期対応

## 1. 富山県のスクールカウンセラー配置事業の経緯

年度		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
小学校	小学校(単独校)		2	2	3	7	10	1								
	〃(拠点校)															10
	〃(派遣校)								16	27	21	26	38			10
	配置小学校計/県内小学校数		2	2	3	7	10	1	16	27	21	26	38			20/202
中学校	中学校(単独校)	2	5	7	9	9	10	18	12	19	24	26	16			
	〃(拠点校)								11	18	20	30	40	41	41	
	〃(派遣校)												2	42	42	
	配置中学校計/県内中学校数	2	5	7	9	9	10	18/85	23/85	37/85	44/83	56/83	58/83	83/83	83/83	83/83
高校	高等学校	1	3	4	4	4	5									
配置校計		3	10	13	16	20	25	19	39	64	65	82	96	83	103	
①臨床心理士								10	9	14	15	18	22	28	29	
②精神科医								1	1	2	1	1	1	1	1	
③大学教官								4	2	1	1	2	1	1	1	
①②								1	1	1						
①③										1	1	1	1	1	2	
②③																
準ずる者									4	11	12	18	16	19	19	
計								16	17	30	30	40	41	50	52	

※ 国の補助率が20年度から変更(1/2 → 1/3)

## 2. スクールカウンセラーに求められる資質①

- ・SCに求められる学校のニーズの多様化
  - ・LDやADHDなど発達障害に起因する事例
  - ・非行や暴力行為などが関わっている事例 など)
- ・個々の専門分野の有効活用
  - ・臨床心理士、精神科医、大学教官など、それぞれの専門分野を有効に活用
- ・SVによる支援
  - ・個々のスクールカウンセラーが学校現場のニーズに十分な対応ができず苦慮する事例
  - ・複数での対応が必要な事例
- ・研修会への参加の呼びかけ
  - ・県主催の講演会や研修会等をスクールカウンセラーに公開
  - ・自主研修として「スクールカウンセラー研修会」を毎月1回行って困難な事例のケース検討や講演会を実施、県担担当者との共通理解

## 2. スクールカウンセラーに求められる資質②

### ・配置校の拡大にともない人材確保が困難

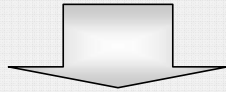
- ・臨床心理士登録者数80名程度
- ・ほとんどが本業との兼務→勤務可能時間の限界  
(勤務可能な臨床心理士のほぼ全員にお願いしているのが現状)

### ・県中心部の居住者が多く周辺地域への配置が困難

- ・通勤時間の問題

### ・臨床心理士養成大学院の設置要望

＜人材養成の問題→本県には臨床心理士を養成する大学院の設置がない＞



- ・国立大学法人富山大学等における養成課程の設置を国及び大学に対して強く要望

## 2. スクールカウンセラーに求められる資質③

### ・「準ずる者」の活用

- ・臨床心理士の確保が困難ななかで、「準ずる者」の活用を進める

### ・臨床経験豊富な人材を採用

- ・総合教育センター等で相談業務に従事していた元教員など相談経験豊富な方
- ・精神保健福祉士、日本心理学会認定心理士、臨床発達心理士等の資格保持者
- ・大学の非常勤講師 等

### ・「準ずる者」活用上の問題点とその対応

＜学校勤務の際、「準ずる者」では対応が難しいケースもある＞



- ・SV(スーパーバイザー)による支援
- ・スクールカウンセラー研修会や、県主催の講演会や研修会への参加呼びかけ

### 3. スクールカウンセラーと学校との連携①

#### ・連絡協議会の開催

- ・年度当初にSCと配置校の管理職(主に教頭)による連絡協議会を開催
- ・内容 → 関係書類の作成等の手続関係の説明  
→ 相談室の整備や教職員とSCの協働などの受入体制について

#### ・管理職や生徒指導主事の研修会

- ・SCの受入体制や、具体的活動事例について説明

#### ・冊子「SC有効活用のために」配布

- ・各学校の教職員の共通理解のために

#### ・「カウンセリング指導員」の活用

- ・「カウンセリング指導員」が教職員とSCとの協働のキーパーソンとなる
- ※「カウンセリング指導員」とは授業を持たない教育相談、生徒指導専任の教諭。県単で、生徒指導が困難な中学校29校へ配置している。

### 3. スクールカウンセラーと学校との連携②

#### ・学校の実情に即したSCの配置

- ・前年度の相談件数調査や実績報告書
- ・問題行動等調査による不登校、いじめ等データ



< 困難度の高い学校を優先して配置 >

#### ・SC活用に関する調査の実施

- ・学校での活用状況や効果と問題点や改善事項について年度途中で調査



< 次年度の配置や事業の改善への参考 >

## 4. スクールカウンセラーの活用のあり方①

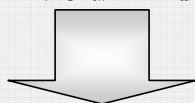
### 学年別学校復帰率(公立小・中学校)

H18・H19年度問題行動等調査より

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
H18年度調査 不登校者数	a 13	16	25	41	58	78	202	299	291
H19年度調査 前年度から継続者		b 5	8	16	21	29	66	180	211
復帰者数		c=a-b 8	8	9	20	29	12	22	88
復帰率		c/a 61.5%	50.0%	36.0%	48.8%	50.0%	15.4%	10.9%	29.4%

#### ・SCの小学校配置が望まれる

<問題行動等調査によると、学級への復帰率は、小学校の方が高い>



- ・教室復帰の可能性が高い、小学校段階から、SCの専門的な見立てによる早期発見  
早期対応が有効→中1ギャップの軽減
- ・悩みを早い段階で相談する姿勢を身につけさせるためにも重要

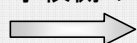
## 4. スクールカウンセラーの活用のあり方②

### スーパーバイザー(以下SV)の配置

- ・県内4地区の中学校にそれぞれ週あたり4時間配置
- ・SVの有効性→・困難難な事例を抱えるSCへの指導、支援
  - ・相談者(主に保護者)からのセカンドオピニオンの要望に対応
  - ・学校担当者を交えたグループによるスーパーバイズ 等

### SCがSVを受ける上での問題点

- ・時間給をもらってSVを受けることへの遠慮
- ・SC自身の力量が問われないかいる不安
- ・SCとSV双方の日程調整がつかず、即応できないときもある
- ・学校側の理解不足



対応:SVの学校訪問や電話によるSVなど弾力的運用

### SVの配置形態

- ・教育事務所配置→日程調整等の観点から動きやすい
- ・学校配置→・SVの要請が常時あるとは限らない
  - ・要請の無い時には配置校のSC業務ができる
  - ・本県では、SCの勤務時間に上乗せしてSVを配置



## 5. 富山県における教育相談体制の現状と課題①

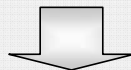
### ・SC未配置小学校への手当

- ・近隣の小学校配置や中学校に配置されているSCを派遣し支援(教育事務所が日程調整)
- ・未配置の小学校の立場→他校配置のSCへの支援要請に対する遠慮
- ・支援が必要な児童への早期対応にはつながりにくいのが実情

### ・生徒育成サポート事業(県単)

- ①県立高校心のケアサポート ②要請支援 ③児童生徒育成支援会議
- ④学校法律セミナーの4本柱で構成
- ②の要請支援は全ての校種を対象とし、困難事案発生時に臨床心理士等の専門家を派遣

＜問題に対する事後のケア＞



### ・早期対応が重要→小学校へのSC配置拡大(要望)

## 5. 富山県における教育相談体制の現状と課題②

### ・小学校SC配置の拡大

- ・不登校児童等への早期対応のためには小学校SCの配置拡大が必要

＜現状＞

- 厳しい財政状況下では、小学校SC配置校数の拡大は難しい
- SCの相談支援の必要性が年間常時あるとはかぎらない

### ・教育事務所等への弾力的な配置(要望)

- ・教育事務所が管理し、月単位、学期単位、隔週など弾力的な形態によるSCの派遣
- ・教育事務所は、学校側のニーズを直接把握しやすい立場にある
  - 必要性の高い未配置小学校へ派遣
  - 困難事例を抱え当初配置のSCスクールカウンセラーでは足りない中学校へ派遣
- ・スクールカウンセラーが持つ資源を「選択と集中」によって有効に活用できる
- ・現段階では、教育事務所等のSC配置は、国の補助事業のなかでは認められていない
  - 今後、より一層、弾力的な運用が可能な事業となるよう要望

ご静聴ありがとうございました。



富山県教育委員会

# 「教育相談等に関する調査研究協力者会議」資料

栃木県教育委員会学校教育課 市村 博美

## 1 本県におけるスクールカウンセラー配置状況

### ア 配置についての考え方

- ・拠点校方式を原則とした配置
- ・8学級以上の中学校数に基づく配置率を考慮し、地区ごとに配置
- ・同一校における配置年数の制限

### イ 勤務形態

- ・週8時間、年間35週を基本とし、当該年度の予算の範囲内で勤務

### ウ 配置校数

- ・小学校 71校（すべて対象校）
- ・中学校 135校／169校（拠点校87校、単独校13校、対象校35校）
- ・高等学校 11校（拠点校5校、対象校6校）

### エ 報酬

- ・スクールカウンセラー 5,000円
- ・スクールカウンセラーに準ずる者 3,500円

## 2 スクールカウンセラーに求められる資質

### (1) スクールカウンセラーの採用

#### ア スクールカウンセラーの採用

- ・県臨床心理士会への推薦依頼
- ・県内関係大学、県医師会への推薦依頼
- ・県内各相談機関への推薦依頼
- ・各市町教育委員会への推薦依頼
- ・県広報、ホームページへの募集掲載

#### イ 「準ずる者」の採用

- ・主に、相談機関や市町教育委員会からの推薦者を採用
- ・相談活動の実績等を重視

#### ウ 採用にあたっての課題等

### (2) スクールカウンセラーで十分対応できないような課題への対応

- ・スーパーバイザーによる対応
- ・市町のカウンセラーによる対応
- ・市町教育委員会による対応（指導主事や相談員等によるチーム会議、適応指導教室等との連携）
- ・SSW、弁護士、精神科医等による対応
- ・病院や相談機関、健康福祉センター、児童相談所等の関係機関へのリファー

### 3 スクールカウンセラーと教職員との連携

- ア 相談環境の整備
- イ コーディネーターの育成
- ウ 校内生徒指導部会、校内事例検討会、現職教育等への参加
- エ スクールカウンセラー連絡会議の開催（市町、地区）
- オ 連携にあたっての課題等

### 4 スクールカウンセラーの活用の在り方

#### (1) 小学校への配置

- ア 対象校としての配置
- イ 計画的な活用
  - ・発達障害への支援
  - ・特別支援教育の充実
  - ・問題行動等の早期発見、早期対応
- ウ 配置、活用にあたっての課題等

#### (2) スーパーバイザーの配置

スクールカウンセラー活用事業をより円滑に実施するため、国の教員研修事業費等補助金(スクールカウンセラー活用事業補助)取扱要領第7条に基づき、スーパーバイザー制度を平成16年度から実施

- ア 配置人数 3名
- イ 主な業務
  - ・重大な学校事故等への対応
  - ・臨床心理的訓練を必要とする者への援助
  - ・学校の組織等への対応に対する援助
  - ・学校への総合的援助
- ウ 配置、活用にあたっての課題等

### 5 教育相談（生徒指導）体制の課題

- ア スクールカウンセラーの資質向上（連絡協議会や研修の実施に係る経費の国庫補助）
- イ スクールカウンセラーの評価
- ウ スクールカウンセラーの全中学校への配置
- エ ソーシャルサポート体制の整備

都道府県別スクールカウンセラーが併せ持つ資格内訳

	平成19年度									平成20年度計画								
	教育カウンセラー	学校心理士	認定心理士	産業カウンセラー	精神対話士	社会福祉士	精神保健福祉士	その他	合計	教育カウンセラー	学校心理士	認定心理士	産業カウンセラー	精神対話士	社会福祉士	精神保健福祉士	その他	合計
1 北海道	3	4	0	0	0	0	0	2	9	3	5	0	0	0	0	0	2	10
2 青森県	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
3 岩手県	0	1	1	1	0	1	0	4	8	1	2	0	1	0	1	0	4	9
4 宮城県	0	1	1	0	0	0	1	4	7	0	1	0	1	0	0	1	7	10
5 秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
6 山形県	2	4	2	0	0	1	1	11	11	1	4	2	1	0	2	1	2	13
7 福島県	1	2	0	1	0	0	0	1	5	1	2	0	1	0	0	0	1	5
8 茨城県	0	6	2	1	0	0	1	11	11	0	3	1	0	0	0	1	2	7
9 栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
10 群馬県	0	1	2	0	0	5	3	6	17	0	0	0	0	0	5	1	7	13
11 埼玉県	0	6	12	7	1	2	5	22	55	—	—	—	—	—	—	—	—	0
12 千葉県	7	24	13	12	0	3	9	25	93	6	21	13	11	0	4	9	21	85
13 東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
14 神奈川県	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1
15 新潟県	4	3	1	2	0	0	0	0	10	4	4	1	2	0	0	0	0	11
16 富山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17 石川県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2
18 福井県	1	0	0	1	0	0	0	1	3	1	0	0	1	0	0	0	1	3
19 山梨県	0	1	2	1	0	1	2	3	10	1	0	3	2	1	1	1	4	13
20 長野県	2	5	1	1	0	1	2	4	16	2	5	2	1	0	1	3	4	18
21 岐阜県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
22 静岡県	1	1	0	2	0	1	0	4	9	1	1	0	2	0	1	0	4	9
23 愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 三重県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25 滋賀県	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	2	0	0	2	3	3	10
26 京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
27 大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
28 兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
29 奈良県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30 和歌山県	1	1	3	1	0	0	0	0	6	1	0	3	2	0	0	0	0	6
31 鳥取県	1	1	1	1	0	0	2	0	6	1	1	2	1	0	1	2	0	8
32 島根県	0	0	2	0	0	1	0	2	5	0	0	3	0	0	1	1	2	7
33 岡山県	0	4	2	0	0	2	0	8	16	0	5	3	0	0	2	0	11	21
34 広島県	1	6	4	0	0	1	3	6	21	0	5	3	1	0	1	1	7	18
35 山口県	0	3	7	0	0	0	3	2	15	0	3	8	0	0	0	4	2	17
36 徳島県	1	1	1	2	0	0	0	6	11	1	0	1	1	0	0	0	5	8
37 香川県	0	5	0	5	0	0	4	2	16	0	5	0	4	0	0	4	1	14
38 愛媛県	1	0	1	0	0	0	1	3	6	1	0	1	1	0	0	1	3	7
39 高知県	0	2	1	0	0	0	2	0	5	0	2	1	0	0	0	3	0	6
40 福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
41 佐賀県	0	1	2	1	0	1	0	3	8	0	0	2	0	0	0	0	5	7
42 長崎県	1	1	2	2	0	0	1	0	7	1	1	2	2	0	0	1	0	7
43 熊本県	0	1	2	0	0	0	4	6	13	0	1	1	0	0	0	4	5	11
44 大分県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
45 宮崎県	0	0	3	3	0	0	1	2	9	0	0	1	3	0	0	1	2	7
46 鹿児島県	0	2	0	0	0	0	1	0	3	0	2	0	0	0	0	1	0	3
47 沖縄県	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	2
48 札幌市	1	5	0	2	0	0	0	0	8	1	7	6	1	0	1	0	2	18
49 仙台市	0	1	4	0	0	0	1	3	9	0	1	4	1	0	0	3	2	11
50 さいたま市	1	3	1	2	0	0	2	12	21	2	7	2	2	0	0	2	19	34
51 千葉市	2	6	3	4	0	1	0	4	20	2	4	6	4	0	1	2	3	22
52 川崎市	0	2	0	0	0	0	2	1	5	0	3	0	0	0	0	2	1	6
53 横浜市	0	6	2	0	0	1	1	40	50	1	10	1	0	1	1	1	47	62
54 静岡市	1	1	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	0	1	3
55 浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56 新潟市	1	3	2	0	0	0	0	1	7	1	2	1	0	0	0	0	1	5
57 名古屋市	0	1	1	1	0	0	0	8	11	0	1	1	2	0	0	1	9	14
58 京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
59 大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
60 堺市	0	2	2	1	0	1	1	0	7	0	3	2	1	0	1	1	0	8
61 神戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
62 広島市	0	3	0	0	0	0	1	0	4	0	3	0	0	0	0	1	0	4
63 北九州市	0	1	6	1	0	1	0	4	13	1	2	7	2	0	1	0	5	18
64 福岡市	0	0	2	1	0	0	2	3	8	0	0	2	1	0	1	3	3	10
計	35	126	91	56	1	25	57	199	590	38	121	87	52	2	29	59	200	588

※平成20年度から新たに調査した項目であるため、不明な自治体がある。

都道府県別スクールカウンセラーに準ずる者の資格内訳

		平成19年度									平成20年度計画								
		教育力 カウンセ ラー	学校 心理 士	認定 心理 士	産業力 カウンセ ラー	精神 対話 士	社会 福祉 士	精神 保健 福祉 士	その他	合計	教育力 カウンセ ラー	学校 心理 士	認定 心理 士	産業力 カウンセ ラー	精神 対話 士	社会 福祉 士	精神 保健 福祉 士	その他	合計
1	北海道	2	3	0	0	0	0	0	1	6	3	3	0	0	0	0	0	1	7
2	青森県	13	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0	0	0	13
3	岩手県	5	3	3	0	0	1	2	7	21	5	3	4	0	0	1	1	7	21
4	宮城県	7	2	3	4	0	0	0	6	22	8	2	5	6	0	0	0	8	29
5	秋田県									0								0	0
6	山形県	1	1	1	1	0	2	0	0	6	1	2	1	1	0	1	0	0	6
7	福島県	3	1	1	0	0	0	0	1	6	3	1	1	0	0	0	0	1	6
8	茨城県	2	4	3	2	0	0	0	0	11	3	7	5	1	0	0	0	1	17
9	栃木県									0								0	0
10	群馬県	7	8	3	0	0	1	3	23	45	9	8	3	2	0	2	0	34	58
11	埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
12	千葉県	12	13	5	9	0	1	0	12	52	13	13	4	9	0	0	0	13	52
13	東京都									0								0	0
14	神奈川県	4	13	0	0	0	0	0	4	21	5	17	0	0	0	0	0	6	28
15	新潟県	9	1	0	4	0	0	0	10	24	12	1	0	5	0	0	0	11	29
16	富山県	0	0	2	0	0	1	2	1	6	0	0	2	0	0	1	2	1	6
17	石川県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2
18	福井県	10	10	0	0	0	0	0	8	28	10	10	0	0	0	0	0	8	28
19	山梨県	6	4	5	3	0	0	1	8	27	6	4	6	3	0	0	1	8	28
20	長野県	9	2	4	1	0	0	1	7	24	6	1	4	1	0	1	1	5	19
21	岐阜県									0								0	0
22	静岡県	39	1	5	11	1	0	0	32	89	42	1	4	11	1	0	0	34	93
23	愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	三重県	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2
25	滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0
26	京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
27	大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
28	兵庫県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
29	奈良県	1	1	1	0	0	0	0	2	5	2	2	3	0	0	1	1	3	12
30	和歌山県	3	4	2	4	0	0	0	0	13	4	5	2	3	0	0	0	0	14
31	鳥取県	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2
32	島根県	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	1	3	0	0	0	0	0	4
33	岡山県	2	1	2	0	0	0	0	7	12	4	3	3	3	0	1	1	6	21
34	広島県	2	3	3	2	0	0	1	20	31	3	3	4	3	0	0	1	26	40
35	山口県	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	2
36	徳島県	0	0	0	1	0	0	0	2	3	1	0	1	1	0	0	0	2	5
37	香川県	5	2	0	2	0	2	3	4	18	5	1	1	3	0	1	3	5	19
38	愛媛県	3	1	0	3	0	1	0	3	11	3	1	0	3	0	1	0	5	13
39	高知県	1	1	0	0	1	1	0	2	6	1	0	0	0	1	1	0	2	5
40	福岡県	7	3	0	0	0	1	0	0	11	2	2	0	0	0	1	0	0	5
41	佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
42	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	1	0	7
43	熊本県	1	2	1	0	0	0	0	3	7	2	2	1	0	0	0	0	4	9
44	大分県	1	2	0	0	0	0	0	5	8	1	2	0	0	0	0	0	4	7
45	宮崎県	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	1	2
46	鹿児島県	1	0	0	1	0	1	0	0	3	1	0	0	2	0	1	0	0	4
47	沖縄県	22	0	0	0	0	0	0	0	22	20	0	0	0	0	0	0	0	20
48	札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	仙台市	1	0	2	1	0	0	1	1	6	1	0	2	1	0	1	1	1	7
50	さいたま市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
51	千葉市	1	3	2	1	0	0	0	1	8	2	3	2	3	0	1	2	4	17
52	川崎市	0	1	1	1	0	0	0	2	5	0	1	1	1	0	0	0	2	5
53	横浜市	4	9	3	4	0	0	1	22	43	5	8	2	3	0	0	1	24	43
54	静岡市	4	0	2	5	0	0	0	9	20	6	0	2	6	0	0	0	10	24
55	浜松市	13	0	1	5	2	0	1	0	22	10	0	1	4	2	0	1	0	18
56	新潟市	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
57	名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
58	京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
59	大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
60	堺市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
61	神戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0
62	広島市	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	2
63	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
64	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	202	105	60	66	4	12	16	205	670	215	113	73	79	4	15	17	238	754

\* 心理・福祉関係の資格についての調査であり、準ずる者の数と合計が一致しない場合がある。

※平成20年度から新たに調査した項目であるため、不明な自治体がある。

都道府県別臨床心理士数、スクールカウンセラー配置人数、準ずる者配置人数について

	自治体名	臨床心理士数	SC資格者	準ずる者	SC資格者+準ずる者
1	北海道	423	61	34	95
	札幌市		76	12	88
2	青森県	82	20	23	43
3	岩手県	104	27	20	47
4	宮城県	252	57	31	88
	仙台市		38	12	50
5	秋田県	81	29	6	35
6	山形県	69	40	14	54
7	福島県	166	55	33	88
8	茨城県	263	79	18	97
9	栃木県	146	54	33	87
10	群馬県	154	45	43	88
11	埼玉県	829	102	0	102
	さいたま市		57	0	57
12	千葉県	734	180	54	234
	千葉市		39	19	58
13	東京都	3,472	608	0	608
14	神奈川県	1,522	160	37	197
	川崎市		35	8	43
	横浜市		107	21	128
15	新潟県	199	27	25	52
	新潟市		16	10	26
16	富山県	88	33	19	52
17	石川県	114	35	21	56
18	福井県	73	28	17	45
19	山梨県	98	38	29	67
20	長野県	174	50	28	78
21	岐阜県	211	96	121	217
22	静岡県	316	49	78	127
	静岡市		15	16	31
	浜松市		22	18	40
23	愛知県	1,077	218	14	232
	名古屋市		110	0	110

	自治体名	臨床心理士数	SC資格者	準ずる者	SC資格者+準ずる者
24	三重県	162	54	34	88
25	滋賀県	193	63	0	63
26	京都府	738	103	0	103
	京都市		94	0	94
27	大阪府	1,215	243	0	243
	大阪市		111	3	114
	堺市		41	0	41
28	兵庫県	1,064	248	0	248
	神戸市		70	0	70
29	奈良県	261	30	19	49
30	和歌山県	80	47	25	72
31	鳥取県	69	33	7	40
32	島根県	98	55	20	75
33	岡山県	279	64	28	92
34	広島県	391	75	19	94
	広島市		55	3	58
35	山口県	167	72	11	83
36	徳島県	153	46	5	51
37	香川県	130	48	12	60
38	愛媛県	124	27	12	39
39	高知県	51	23	8	31
40	福岡県	747	105	5	110
	福岡市		48	5	53
	北九州市		68	15	83
41	佐賀県	76	23	0	23
42	長崎県	113	48	18	66
43	熊本県	145	46	7	53
44	大分県	134	44	24	68
45	宮崎県	70	28	4	32
46	鹿児島県	125	35	8	43
47	沖縄県	167	55	24	79
合 計		17,399	4,708	1,130	5,838

平成20年度 都道府県別スクールカウンセラー等配置形態

		単独校				拠点校				対象校				合計(単独校+拠点校+対象校)			
		中学校	小学校	高等学校	計	中学校	小学校	高等学校	計	中学校	小学校	高等学校	計	中学校	小学校	高等学校	合計
1	北海道	0	0	0	0	78	0	0	78	118	11	2	131	196	11	2	209
2	青森県	0	0	0	0	50	0	0	50	45	44	0	89	95	44	0	139
3	岩手県	1	0	0	1	46	0	0	46	42	3	1	46	89	3	1	93
4	宮城県	0	0	0	0	83	0	0	83	71	12	0	83	154	12	0	166
5	秋田県	0	0	0	0	41	0	0	41	33	0	0	33	74	0	0	74
6	山形県	0	0	0	0	52	0	0	52	45	34	0	79	97	34	0	131
7	福島県	0	0	0	0	84	0	0	84	84	0	0	84	168	0	0	168
8	茨城県	4	0	0	4	115	0	4	119	112	59	5	176	231	59	9	299
9	栃木県	13	0	0	13	87	0	5	92	35	92	10	137	135	92	15	242
10	群馬県	1	0	5	6	88	0	1	89	85	4	0	89	174	4	6	184
11	埼玉県	0	0	0	0	123	1	12	136	245	16	10	271	368	17	22	407
12	千葉県	1	0	67	68	285	0	0	285	0	285	0	285	286	285	67	638
13	東京都	634	92	60	786	1	0	0	1	0	0	0	0	635	92	60	787
14	神奈川県	0	0	0	0	217	0	0	217	0	257	0	257	217	257	0	474
15	新潟県	0	0	0	0	76	0	0	76	88	0	0	88	164	0	0	164
16	富山県	0	0	0	0	43	10	0	53	42	10	0	52	85	20	0	105
17	石川県	0	0	0	0	41	0	0	41	34	10	3	47	75	10	3	88
18	福井県	1	0	0	1	52	0	0	52	35	11	0	46	88	11	0	99
19	山梨県	0	0	0	0	60	0	0	60	43	2	7	52	103	2	7	112
20	長野県	0	0	0	0	86	0	0	86	108	58	6	172	194	58	6	258
21	岐阜県	244	32	0	276	69	2	0	71	69	0	0	69	382	34	0	416
22	静岡県	2	0	0	2	158	0	0	158	14	254	0	268	174	254	0	428
23	愛知県	0	0	0	0	153	0	8	161	150	0	47	197	303	0	55	358
24	三重県	0	0	0	0	76	8	0	84	71	9	7	87	147	17	7	171
25	滋賀県	0	0	0	0	56	0	0	56	53	0	47	100	109	0	47	156
26	京都府	0	11	0	11	86	0	20	106	15	81	27	123	101	92	47	240
27	大阪府	1	0	0	1	145	0	0	145	145	0	0	145	291	0	0	291
28	兵庫県	0	0	0	0	271	60	0	331	0	0	0	0	271	60	0	331
29	奈良県	0	0	0	0	23	0	1	24	23	0	2	25	46	0	3	49
30	和歌山県	0	0	0	0	50	0	0	50	46	12	10	68	96	12	10	118
31	鳥取県	0	0	0	0	34	0	4	38	26	7	5	38	60	7	9	76
32	島根県	0	0	0	0	78	11	0	89	47	60	44	151	125	71	44	240
33	岡山県	0	0	0	0	81	5	0	86	82	5	0	87	163	10	0	173
34	広島県	0	0	0	0	83	0	0	83	83	20	20	123	166	20	20	206
35	山口県	1	0	0	1	102	0	0	102	61	60	50	171	164	60	50	274
36	徳島県	0	0	1	1	65	0	0	65	25	218	3	246	90	218	4	312
37	香川県	0	0	0	0	70	0	3	73	4	53	30	87	74	53	33	160
38	愛媛県	0	0	0	0	28	0	0	28	32	4	0	36	60	4	0	64
39	高知県	0	0	0	0	40	0	0	40	27	21	4	52	67	21	4	92
40	福岡県	43	0	2	45	84	0	9	93	91	0	18	109	218	0	29	247
41	佐賀県	0	0	0	0	25	0	0	25	41	0	0	41	66	0	0	66
42	長崎県	1	0	2	3	57	0	2	59	34	31	7	72	92	31	11	134
43	熊本県	0	0	0	0	58	0	0	58	58	0	0	58	116	0	0	116
44	大分県	0	0	0	0	75	8	0	83	64	8	16	88	139	16	16	171
45	宮崎県	0	0	0	0	40	0	0	40	40	0	0	40	80	0	0	80
46	鹿児島県	0	0	0	0	27	0	0	27	65	0	10	75	92	0	10	102
47	沖縄県	0	0	0	0	123	0	0	123	10	99	21	130	133	99	21	253
48	札幌市	0	0	0	0	58	0	0	58	40	0	9	49	98	0	9	107
49	仙台市	0	6	6	12	64	0	0	64	0	69	0	69	64	75	6	145
50	さいたま市	57	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	57
51	千葉市	0	0	0	0	58	0	0	58	0	0	0	0	58	0	0	58
52	川崎市	51	0	0	51	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	51
53	横浜市	145	4	3	152	0	21	0	21	0	83	0	83	145	108	3	256
54	静岡市	0	0	0	0	40	0	0	40	0	72	0	72	40	72	0	112
55	浜松市	0	0	1	1	48	0	0	48	0	48	0	48	48	48	1	97
56	新潟市	1	0	0	1	28	5	2	35	28	6	1	35	57	11	3	71
57	名古屋市	110	0	12	122	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	12	122
58	京都市	36	0	0	36	35	0	0	35	4	25	12	41	75	25	12	112
59	大阪市	1	0	0	1	64	0	0	64	64	0	0	64	129	0	0	129
60	堺市	0	0	0	0	22	6	2	30	21	7	3	31	43	13	5	61
61	神戸市	0	0	0	0	83	0	0	83	0	103	0	103	83	103	0	186
62	広島市	0	0	0	0	36	8	0	44	26	18	8	52	62	26	8	96
63	北九州市	82	0	0	82	0	0	0	0	0	0	0	0	82	0	0	82
64	福岡市	0	0	4	4	67	2	0	69	0	143	0	143	67	145	4	216
	計	1430	145	163	1738	4468	147	73	4688	2824	2424	445	5693	8722	2716	681	12119



# スーパーバイザーの配置状況に関する調査

(平成19年8月実施)

都道府県: 47

政令指定都市: 17

(1)SVを配置していますか？	1	配置している	32	50.0%
	2	配置していない	32	50.0%
(1-1)SVを配置する必要があると思いますか？	1	思う	42	65.6%
	2	思わない	2	3.1%
	3	回答なし	20	31.3%
(2)都道府県(市)あたり何人配置していますか？	1人		12	37.5%
	2人		3	9.4%
	3人		7	21.9%
	4人		4	12.5%
	5人		1	3.1%
	6人～10人		1	3.1%
	11人以上		4	12.5%
(2-1)業務運営上、十分な人数ですか？	1	十分	9	28.1%
	2	不十分	22	68.8%
	3	その他	1	3.1%
(2-2)不十分と回答した場合、どのような業務や配置方法への不足がありますか？				
<p>○スーパーバイザーには、より高度な専門性を求めるため、抑うつ、自殺予防、児童虐待、性的な問題、発達障害など多様な得意分野のスーパーバイザーを選任して幅広い対応をしたい。</p> <p>○他のスクールカウンセラーや学校からのスーパービジョンのニーズは時を選ばないため、少数のスーパーバイザーでは対応が難しい。また、緊急支援対応の場合は、支援の必要性の程度に応じて複数のスーパーバイザーを充てなければ対応が困難な場合もある。</p> <p>○各地域のスクールカウンセラー同士の連携(情報交換、ケース検討等)の業務が必要である。</p> <p>○生徒が事件や事故に巻き込まれた際の「心のケア(緊急支援)」は、現在の教育現場にとって非常に重要なもの。このため、「心のケア(緊急支援)」について高い専門性と見識があるスーパーバイザーが必要である。</p>				
(3)SVの週当たりの配置時間数		3時間以下	2	6.3%
		4時間～8時間	16	50.0%
		9時間以上	9	28.1%
		その他	5	

(4)SVへの報酬	5,000円未満	0	0.0%
	5,000円～6,000円	27	84.4%
	6,000円～7,000円	1	3.1%
	7,000円～8,000円	1	3.1%
	8,000円以上	1	3.1%
	その他	2	

(5)SVの通常の勤務場所	教育委員会	7	19.4%
	教育事務所	2	5.6%
	学校	22	61.1%
	その他	5	

<b>(6)SVを配置したことによる効果や有益な活用</b>			
<p>○経験の浅いスクールカウンセラーへのスーパーバイズにより、児童生徒及び学校や保護者への、より適切な対応が可能となる。</p> <p>○緊急支援が必要な場合のスクールカウンセラーのコーディネートをすることにより、迅速で適切な対応ができる。</p> <p>○生徒の重篤な緊急事案への対応にあたって、複数のスクールカウンセラーの相談歩調をそろえたり、指導主事がアドバイスを受けたりという部分で、効果が大きい。</p> <p>○困難な事例に苦慮しているスクールカウンセラーを支援することで問題の解決に結びつけている。また、スクールカウンセラーの資質や対応能力の向上を図ることも期待できる。</p> <p>○保護者からのクレームに対する相談、カウンセリング方法に対する保護者からの不平不満や、カウンセラーの発した一言に対するクレームに関する相談に対して、スーパーバイザーに相談(複数回)しながら対応した。</p> <p>○学校現場の生徒、保護者等に関わる課題には、発達障害、精神障害、虐待の問題等、単に心理相談のみでは支援が困難な場合も多く、関係機関との連携や教職員へのコンサルテーションに関してスーパーバイザーからの助言が重要な役割を担っている。</p> <p>○スーパーバイザー自身が学校の管理職やコーディネーターとのコンサルテーションを行なうことにより、学校のスクールカウンセラー活用への意識向上や、教育相談体制の整備が進んだ。</p>			

#### (7) (6)以外の活用事例や業務等

○県教育委員会及び教育事務所には専門家がないために、専門的な知識や経験をもとにした、生徒指導関係事業への提言やスクールカウンセラー連絡協議会におけるスクールカウンセラー部会の内容の充実を図ることができる。

○児童生徒の死亡事故や自殺未遂・はしかや結核等の大規模発生・職員(担任)の逮捕事案等への対応、連絡会議における課題別研修の講師等

○よりよい配置事業を目指し、教育委員会関係者、学校代表者、スーパーバイザーで構成される「配置事業協議会」を開き、事業のあり方と方向性について議論している。

○各年度のスクールカウンセラーの配置計画において、教育委員会担当者と協議を行い、効果的な配置ができるようにしている。

○教職員のための相談室、PTA成人学級講師、電話相談員研修会講師、健康教育シンポジウム講師、適応指導教室教育相談員研修会講師 等々

#### (8)SVを配置していない理由

○これまで、県臨床心理士会が独自に指名するスーパーバイザーに任を委ねてきた。

○有資格者である臨床心理士等の絶対数が少なく、配置ができない。

○県臨床心理士会のスクールカウンセラー担当理事やスクールカウンセラーコーディネーター等との連携の中で、スーパーバイザーの業務に関わる内容が行われていたため。

○限られた予算の中で、できるだけ多くの中学校にスクールカウンセラーを配置するために、スーパーバイザーは配置していない。緊急支援の対応については、本県の教育相談専門員派遣事業(単県措置)で対応し、県臨床心理士会と連携しながら、スクールカウンセラーの中からチームを組むなどして、心のケアにあたっている。

○スーパーバイザーの配置は行っていないが、スクールカウンセラー等の配置に当たり、経験の浅いカウンセラー等については経験豊富なカウンセラーとペアで、1校に2人を配置している。経験豊富なカウンセラーがスーパーバイザー的な関わりができるように配慮している。また、県臨床心理士会と連携し、緊急支援・対応等を行っている。

○配置されているスクールカウンセラーのうち、県臨床心理士会会長をはじめとし、スーパーバイザーと同等の力量をもつ人材が数名いる。そのため、それらの人材が指導的な立場となって他の人材との協力関係を築き、力量向上のための助言や困難な事例に対する支援等を行っている。

○教育相談センター及び区相談室、派遣相談員制度に加え、非行を中心としたスーパーサポートチーム(SST)の制度があり、緊急への対応体制が充実しており、あえて、スーパーバイザーを配置する必要がない。

# スクールソーシャルワークの 特徴と課題

立命館大学・野田正人

## スクールソーシャルワーカーとしては

■ 両極の視点がありうる。

① 学校を基盤として、SSWが  
子どもや家族支援のソーシャルワークする。

② 学校が、子どもや家族を支援するのを、  
SSWが支援する。

学校の支援姿勢に左右されるが、協働の下でたくさんの  
事例に対応できる。

学校が、子どもや家族を支援する。  
それを、支援する形がのぞましい。

- そのために、学校側の理解と協働が不可欠。
- SSWも協働の努力と わかりやすい発信を。

### 【おおいなるジレンマ】

- SSWが知られていない。
- SCとの混同が生じる。
- 丸投げされる。→依存するからと教えない

## SSWは情報で暮らしている

「直接的援助」と「間接的援助」

特にSSWは、「間接的援助」に特徴がある

### 【動き方1】

子どもの背景を考えるが、

SSW自身は家庭訪問はしない。

家庭を見ず、保護者にも会わずに家庭背景を考える

★ 情報が不可欠

## 「間接的援助」ができるには

- ケースの動きを情報から読む必要がある。

そのためには→育てる視点も

- いくつかのケースを、しっかり継続的に支援する経験も大切。
- しっかり考えた合目的的な、活動が大切。  
(科学として、根拠に基づいた、活動を)
- ケースの振り返りが大切。
- スーパーバイズは不可欠。

## ひと様をお願いする くらこ論

- SSWは、自分だけでやらない。  
先生はじめ、多くの人との「協働」が大事。
- ① ソーシャルワークとは元来そういうもの。
  - ② 社会資源を活用する視点。
  - ③ 担い手も、それで元気になる。
  - ④ もともと学校は元気な組織。

## たとえばのイメージ

どうするか？（手だて）

- 電話をかける。家庭訪問する。刺激しない。

理由を考える（見立て・アセスメント）を重視

- なぜこないのか？
- それはどうしたら分かるか？

理由が分かると、学校で出来ることかどうかが自ずと判断できる。

出来ることをやる。

出来ないことは、他機関などに依頼する。

## SSWの仕事 本事業では

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

## ① 環境への働き掛け1

- SSWは、個人と環境とを見る。
- SSWは、その関係を調整しようとする。

### 【動き方2】

- その課題を明らかにする作業  
それは当然学校の仕事、それを支援する。

#### 学校は情報の宝庫

されど、それが記録されておらず、バラバラが多い  
宝を集めて、磨く仕事。

## ① 環境への働き掛け2

- 情報を集める活動  
集める工夫が必要。
- SSW担当者は、学校とSSWのコンセント  
SSW担当者に、情報が集まる仕掛けを

### ■ 【動き方3】

- ① 御用聞き 各先生を回ることから始めている
- ② ケース会議
- ③ アセスメント用紙
- ④ 気がかりな児童生徒のリスト作成



## ① 環境への働き掛け3

### 【動き方4】

個人と環境との課題を確認する(アセスメント)。

*それが出来ていないときは動かない。*

情報を集め、系統的に分析する。

その情報の集め方から、まずは検討する。

*親に聞くのか。*

*どうやって聞くのか。*

*聞き手は誰か。時間・場所は適当か・・・*

## 10回の家庭訪問より1回のケース会議

値うちのある会議にしよう。→会議のレベルアップ

### 【よくある事例】

「家庭訪問をすべきかどうか？」

- そのアセスメントの会議をしたいが、  
教師は家庭訪問が忙しく、会議ができない。
- 時間に始まらず、反対に何時間も続く。
- 情報の軽重がなく、経過が語られる。

# リエゾン 橋を架けるには

学校



関係機関



## ② 関係機関とのネットワーク1

- 「つなぐ」仕事は、お手のもの……のはず。  
彼我の中を取りもつには。

まずは我 こちら(学校)をしっかりと知る  
学校の役割を明確にする。

### 【動き方5】

- 校内の情報を整理して、記録にまとめる。
- 関係機関の目的・関心に合う形に翻訳する。
- 先生との協働作業として。

## ② 関係機関とのネットワーク2

- 関係機関の役割を知った上での関わりを。

### 【SSWにとって】

- 特に、「要保護児童」と「児童虐待」のように福祉機関への通告が義務づけられている事項については、正確な知識が求められる。
- 児童福祉法・児童虐待防止法の知識は必須。
- その校区や地域の機関の特徴を把握して。

## 児童虐待防止法上の学校等の役割

- 早期発見のための努力義務、
- 発見者は、速やかに関係機関へ通告しなければならない義務、(児童虐待防止法6条 7条)
- 被虐待児童生徒への適切な保護、
- 関係機関との連携強化、など。
- 今後の展望として

スクール・ソーシャル・ワークに関する研究

平成18年5月29日

「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」

### ③ 学校内におけるチーム体制

- このことは、学校にお願いする。実は一番難しい。

人はしんどいほど、「抱え込む」。

- 「人に頼るのは恥」の文化？

うまくその必要性を示すことが必要。

#### 【動き方6】

- 研修の機会をもらう。SVの活用
- とにかく、やってみる。
- 司会はなるべく先生に。

### ④ 保護者、教職員等に対して

- まずは信頼関係と協働性を確保。
- 極力 すべての場面で黒子に徹する姿勢を。
- 上から目線の、偉い人でなく、  
協力してくれる、いい人である。  
But それだけではなく  
ちゃんと 福祉の専門性も生かして。
- SSWも学びが必要。

## ⑤ 教職員等への研修活動

- 専門性に基づき、知っていることは伝えよう。  
それは、協働の第1歩でもある。

【SSWに関する研修テーマ】 SVの活用  
児童生徒の背景を見るときは？(SSWの役割)  
虐待と発達障害  
ケース会議の方法 と記録  
動いていいとき、悪いとき

## 行動の陰には、わけがある

- 見立て(アセスメント)  
社会福祉の流派によって、若干の考え方の違いがあるが、とにかくアセスメントして動くのは基本。
- 手だて(プランニング)  
一番いい手をしっかり考えて、役割分担する。

# スクールカウンセラーとの違い

- 歴史的には、つかず離れずやってきた。  
双方とも発展途上の職種
- 両方いれば、明らかに違う専門と仕事。  
例 児童相談所:児童福祉司と児童心理司

SCは心理の高度な専門職・特に直接面接の力  
SSWにとっては、有効な社会資源

# スクールカウンセラーとの対比で

- SSWの特徴を、SCとの対比で考えると
  - 事態を生理・心理・社会的にとらえる
  - 基礎学が、社会学・心理学・法学など多様
  - 個人の内面と環境状況への双方向の関心
  - 「間接的援助」という手法のウエイトが高い
  - 法制度や社会資源の開発などへの関心
  - 他職種・他機関との連携・協働を重視
  - 情報を積極的に活用する方針

## 情報の活用と守秘義務

- 守秘義務の尊重は当然のこと
  - 問題はなぜ守秘とするか
- 最善の方策と、そのための情報の管理を常に考える姿勢が大切。  
「言うのも罪なら、言わぬも罪」
- 個人情報保護や人権の視点や知識をもつ。
- 的確に情報を管理する。

## 専門職は学びと経験で育つ

- SSWもSCも、専門性の基本には、理論あり。  
理論を学ぶこと
- 経験が必要。  
ケースの動きを経験でき、理解できる力がつく
- 本来は教育的指導が必要。  
経験の振り返りが必要  
この点での困難さと、SV体験の不足が課題

# 「困る子」は「困っている子」

- 背景が見えると、見方がかわる。  
「問題の子」は「問題を背負わされた子」
- 見方がかわると、関係がかわる。  
肯定的メッセージが増えると、関係が改善。
- 関係がかわると、言葉が届く。
- 言葉が届くと、余裕ができる。
- 余裕ができると、先が見通せる。  
学校がそのようになるお手伝いができる

## 論点1 SSWの職務内容と必要な力は？

- 学校現場のかかえる課題に対応できる福祉とは、どのようなものか？
- そこで福祉を効果的に活用するには？
  - ◆福祉の理解や内容によるが、他機関の役割の場合もあれば、学校がその力をもっている場合もある。  
それを事例に応じて組み立てるのがソーシャルワーク。
- 資格要件は。
  - ◆ソーシャルワークの力は不可欠。  
資格を明記するには。  
実力・人材供給や養成・団体の思惑・・・
- どのような事態に効果的？
  - ◆すべての「生活課題≡学校不適応」をもつ児童生徒。  
事例で区分はしないが、虐待と問題行動・本人や保護者に課題意識のない場合などに効果あり。



## 論点2 配置タイプの標準化

### 1 学校配置型

単独配置・中学校区・拠点校

### 2 教育委員会配置型

巡回型 派遣型

1の方が効果は出やすいが、効率が悪い。

2でもよいが、受け入れる学校の姿勢(認識と体制)が鍵

- 教育委員会の指導体制と SSWの理解・力量

## 論点3 SSWの活動のあり方

校務分掌上の位置づけと、明確化は？

- 以下を有効に機能させる活動とは。

- ・ 訪問活動 ・ ケース会議 ・ 校内チーム体制
- ・ 関係機関連携など

◆そのことを組織的に検討できることが鍵。その意味で校内体制を支援できる力量が問われる。

- SVは必要か？

◆ 不可欠・・・教育・業務管理監督・支持

## SSWrを活用した 学校課題解決へのアプローチ

...学校とSSWrとのコラボレーション...



寝屋川市立和光小学校  
校長 丸山涼子

1

### 本校が抱える学校課題

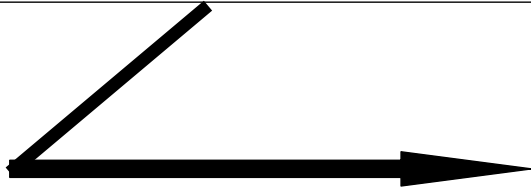
- 不登校の解消
- 低学力の克服
- 基本的な生活習慣の確立

欠席状況や家庭の様子を綿密に把握  
不登校児童の背景を詳細に読みとる

2

# SSWrを活用した 学校改革へのステップ

- ①校長とSSWrとの対話.....意志疎通へのステップ
- ②基礎研修と年間計画.....「SSW」理解のステップ



3



## SSWrによるSSW研修

- ①SSW基礎研修
- ②児童虐待研修
- ③発達障がい研修

職員からの要望で  
①②③の研修は  
毎年実施

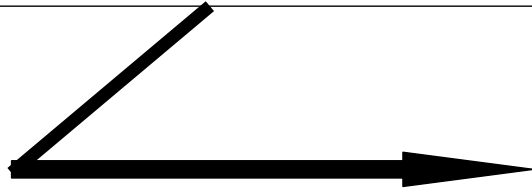
好評だった  
ロールプレイ



4

# SSWrを活用した 学校改革へのステップ

- ①校長とSSWrとの対話.....意志疎通へのステップ
- ②基礎研修と年間計画.....「SSW」理解のステップ
- ③情報窓口一本化.....コーディネーター育成のステップ



5

## コーディネーター の仕事

- ①登校支援
- ②家庭支援
- ③個別対応
- ④相談活動
- ⑤校内研修の企画立案
- ⑥関係諸機関との連携
- ⑦ケース会議のコーディネート・情報管理
- ⑧長期休業中(夏・冬・春)の対応協議



下足室で登校状況の把握  
をする コーディネーター

本校の初代コーディネーター

6

# 気になる子どもが抱える背景の課題類別

生活規律に支援が必要な児童  
家庭状況に支援が必要な児童

①

家庭支援  
虐待対応

発達に課題を抱える児童  
人間関係に支援が必要な児童

②

特別支援  
教育実施

基礎学力に支援が必要な児童

③

少人数  
学習体制

7

## 個に応じた支援・個に応じた学習



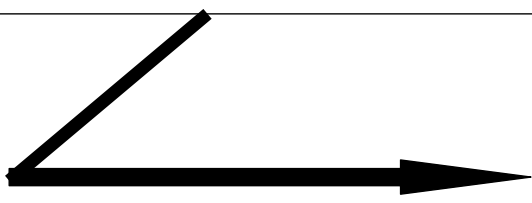
本校の初代コーディネーター

時には放課後の廊下で立ったままのケース会議  
校長室前でアセスメントとプランニングをしている

8

# SSWrを活用した 学校改革へのステップ

- ①校長とSSWrとの対話.....意志疎通へのステップ
- ②基礎研修と年間計画.....「SSW」理解のステップ
- ③情報窓口一本化.....コーディネーター育成のステップ
- ④「抱え込み」から「チーム対応」へ  
.....「ケース会議」開催のステップ



9

**ケース会議の様子**  
**(毎週金曜4:00~)**  
**年間30数回開催**



**ケースにより**  
**小中連携**  
**保幼小連携**  
**関係機関連携**

10



**児童福祉施設  
児童相談所(府)  
家庭児童相談室(市)との  
研修会や連携ケース会議**



11

## **ケース会議の流れ**

- ①カンファレンスシートの配布**
- ②検討内容の確認**
- ③子どもの状況説明**
- ④参加者からの情報提供**
- ⑤質疑応答**
- ⑥アセスメント(情報収集と見立て)**
- ⑦プランニング(目標設定と具体的手だて)**
- ⑧次回の会議日程の決定**
- ⑨カンファレンスシートの回収・廃棄**

12

# 初回のカンファレンスシート

カンファレンスシート 【和光小学校】

児童	年 組	男・女	ケース会議参加者 ( )															
担任																		
学年大原日数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	合計	
H18欠席																		
H18遅刻																		
H19欠席																		
H19遅刻																		

アセスメント (情報収集)

家族図 (またはエコマップ)      子どもの状況 (これまでの経過・生育歴)      年 月 日生

父      母

兄      弟

父:

母:

家族・環境

きょうだい:

余休的な印象:

気になる様子:

友人:

学校生活

校外での様子

基本的な生活習慣 (衣食住):

行動の特徴:

基本的な学力 (読み・書き・計算など):

言語・コミュニケーション:

健康面:

社会性・対人関係:

興味・関心:

気持ち・思い:

アセスメント (見立て)

プランニング (目標)

長期:

短期:

プランニング (手段)

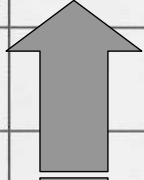
各 目 標	誰が :	誰に	具体的手段・役割
①			
②			
③			
④			
⑤			

次回ケース会議日程 月 日 ( ) 時より 場所:

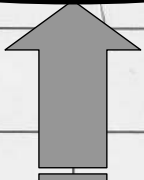
13

# 長期休業中の対応シート(アセスメントとプランニング)

平成19年度		夏休み中の対応について				【和光小学校】	
名前	課題	目標	手立て	学校の対応	アプローチ	連絡先	
〇〇男(〇年〇組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭環境の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リズムの安定</li> <li>宿題をやりこませる</li> <li>安全確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登校させる</li> <li>生活調べ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プールに来させる</li> <li>学校で補習・宿題をさせる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて機関につなぐ</li> </ul>	000-0000	
〇〇△子(〇年〇組)							



**アセスメント**



**プランニング**

\*家庭環境や本人の状態が悪化した場合は管理職、支援担当、SSWに連絡する。

14





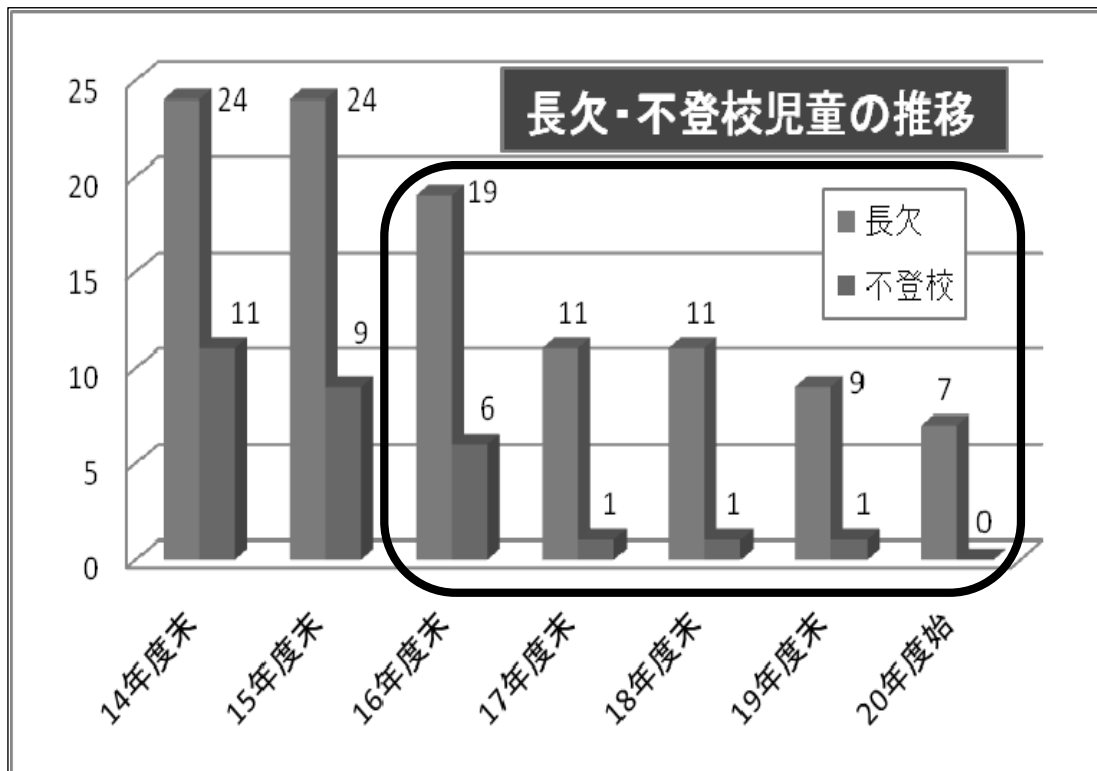
## SSWr活用の 本校における成果

- ① 研修によりスキルアップが図れた
- ② 毎週金曜にケース会議が行われるようになった
- ③ 学校の協力体制が広がった  
「担任一人の抱え込み」 → 「チーム対応」
- ④ 教職員の子どもの見方が変わってきた  
「困った子」 → 「困っている子」
- ⑤ 関係機関とのつながりができた
- ⑥ 意欲、集中力、自尊感情が高まり  
学校本来の「学習」に取り組めるようになった

⑦ 多くの事例が改善された

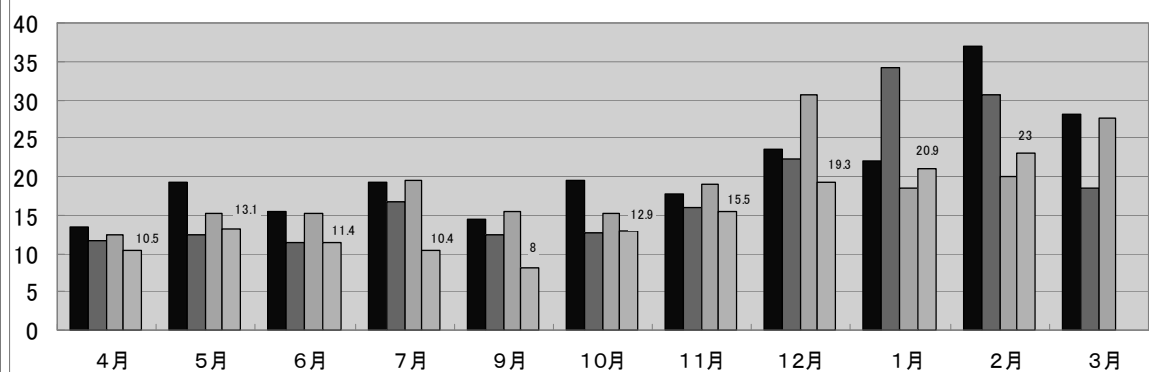
17

## 長欠・不登校児童数の推移

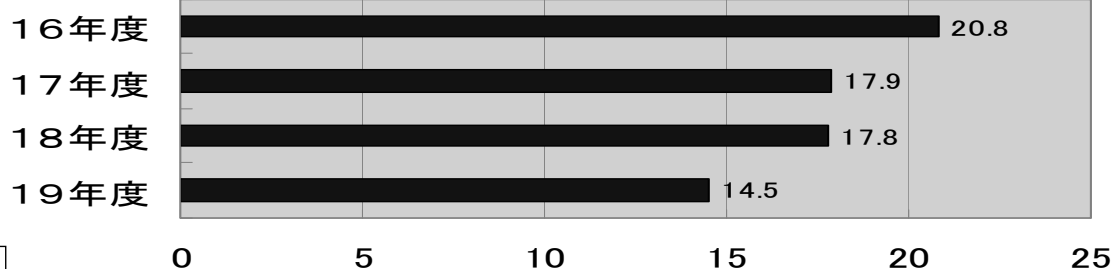


## 欠席状況の推移

一日平均欠席者数の推移



## 1日平均欠席人数の推移



19

## SSWr有効活用のために必要な学校の体制整備

コーディネーターの育成

コーディネーターに情報が集中する組織作り

チーム対応に向けた教職員の意識改革

ケース会議の定例化

地域とのつながり・社会的資源の活用

問題の早期対応と未然防止へ

個に応じた支援と学力保証を

20

## まとめにかえて

## 提 言



冬休みに66枚のくり返し学習をやり遂げた  
少人数フォローアップクラスの子ども。  
かつてこんなにやり抜いた経験がない。

気になっていた子どもたちの目に輝きが出てきた。  
家庭支援から学習支援までを視野におき、2年半にわたって  
関わってきたケース会議と習熟度別少人数学習の成果。

わかる喜びややり遂げた実感を感じると、  
子どもは自分から勉強に取り組み始める。  
その意欲が生活態度に反映されるようになった。

21

ケース会議は、開くのが目的ではなく、  
子どもの抱える課題を見立て、共通理解する場。  
目の前の障害物を取り除いてやりさえすれば、  
子どもは、自分から歩き始める。

「困った子」と思われていた子も、  
実は、自分ではどうすることもできないで  
「困っていた子」だったのではないか。

わずかな子どもの変化に気づき  
学校ぐるみの組織的対策を講じることで  
子どもに落ち着き・安心感・信頼感が生まれる。  
結果、勉強に集中するようになる。

22

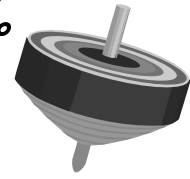
そのためにとるべき学校の対策は次の3点が必須。

①コーディネーターの育成

②チーム対応への教職員の意識改革

③校内組織の構築

(子ども情報の集中把握／ケース会議の定例化)



SSWrに事例対応だけを任せきりにするのではなく  
学校がアセスメントする力をつける努力をするべき。

SSWrに学校を変えてもらうのではなく、  
教職員がSSWrの専門性を借りて学校を変える意識が必要。

学校運営を担う校長には、学校改革のために  
SSWrが配置されたのだという認識と主体性が必要。

時には子どもの人生に踏み込んだ決断もあることを考えると  
学校が自信を持って対応にあたるためには  
SSWrには社会福祉士等専門的知識のある人材が不可欠。  
教育の現場を知る「学校ソーシャルワーカー」の育成が急務。

すべては学力向上と健やかな人格形成への取組である。  
子どもは誰でもかしこくなりたい、褒めてほしいと思っている。

福祉的視点をふまえた組織的対応という

子どもが背後に抱える様々な「つまずき」を解消する取組  
によってはじめて安心して学習に向き合うことができ、

子どもが本来持っている「学びへの意欲」が呼び起こされる。

それが、「学校における子どもの最善の利益の保証」

であると考えている。

# 滋賀のスクールソーシャルワーク

滋賀県教育委員会事務局学校教育課  
生徒指導グループ

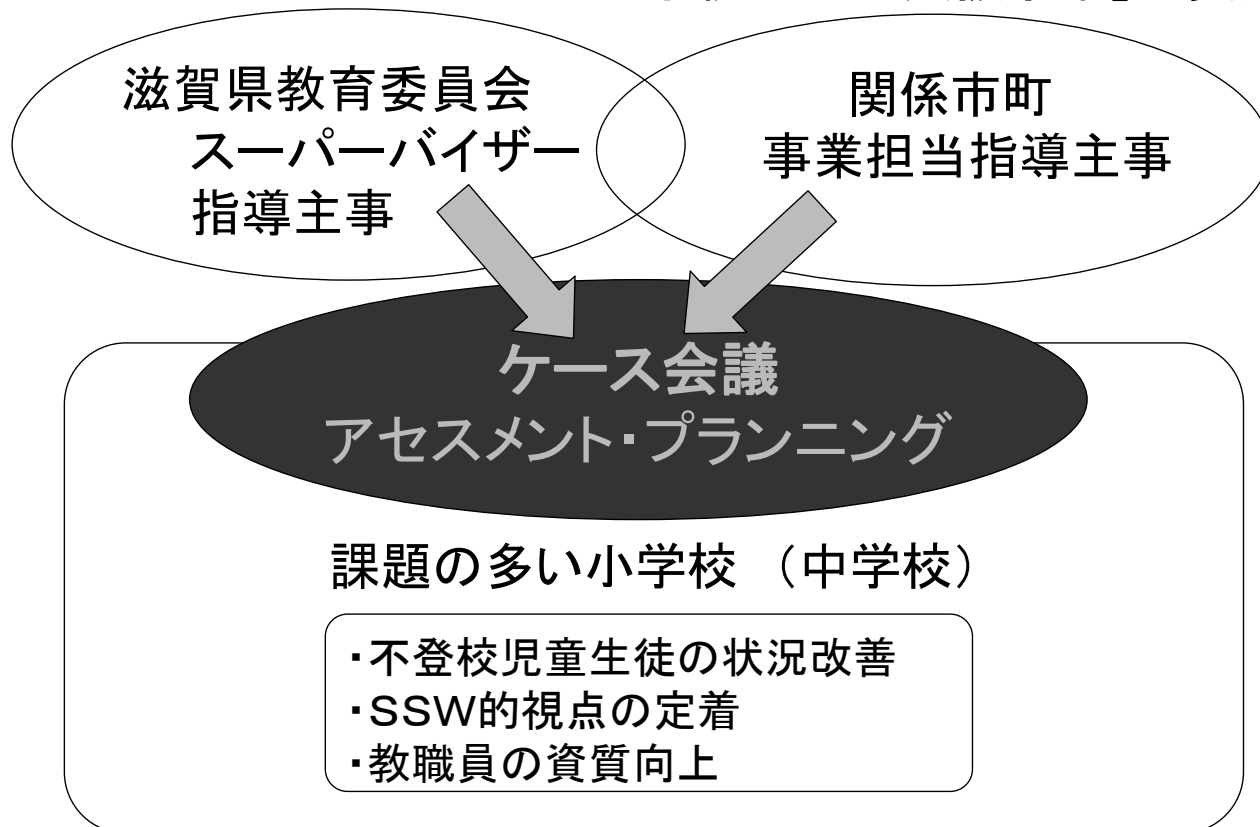
伊部 加代



## 「スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業」の変遷

- 平成17年度 滋賀県総合教育センター研究(1小学校・1中学校)  
「不登校を解決に導く支援のあり方を探る」
  - ①B-PDCAサイクルによる支援方法の開発  
アセスメント・プランニング・ケース会議
  - ②ベースシートの開発
- 平成18年度 NPO等の活用に関する実践研究事業  
(小学校40校)  
滋賀県総合教育センター研究  
(研究協力校2小学校・1中学校、調査校3小学校)
- 平成19年度 スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業  
県単独事業  
(小学校40校)

平成17, 18, 19年度  
「スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業」の変遷



平成20年度

国→スクールソーシャルワーカー活用事業

県→「スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業」

調査研究校 スクールソーシャルワーカー活用校(小18校・中14校)  
推進校 9小学校

事業のねらい

- 児童生徒の學校不適応の改善
- 教職員の資質向上  
アセスメントとプランニングの徹底  
「B-PDCA支援」の継続  
ケース会議の定着
- SSW的視点の定着
- SSWrの効果的な活用
- SSWrの育成

平成20年度

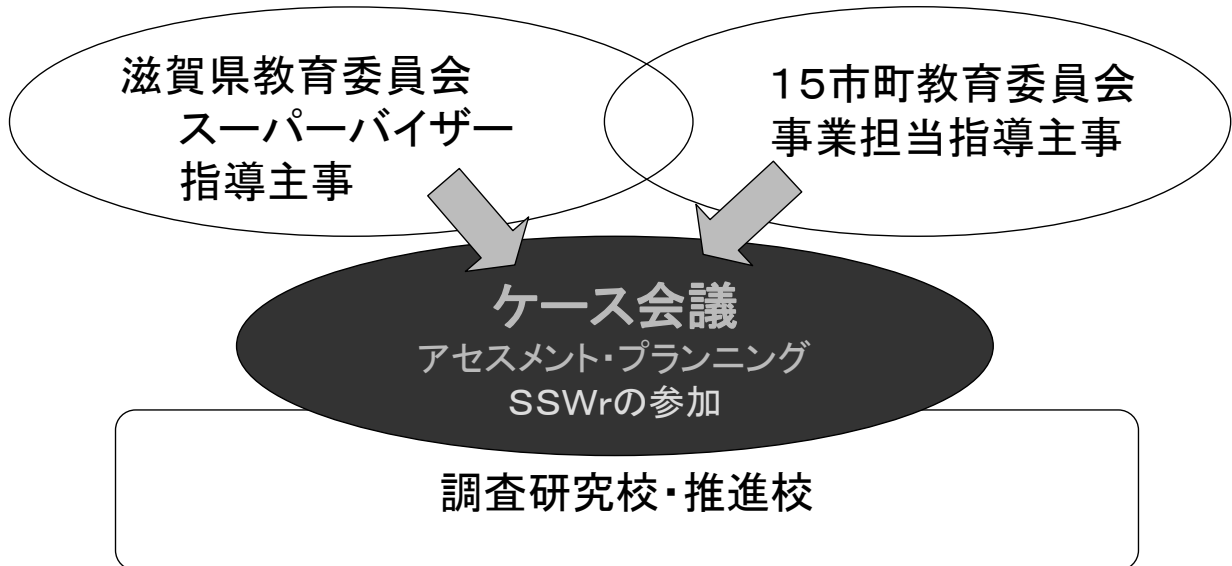
「スクールソーシャルワーク的學校不適応支援事業」

調査研究校(SSWr配置校) 學校を4回訪問

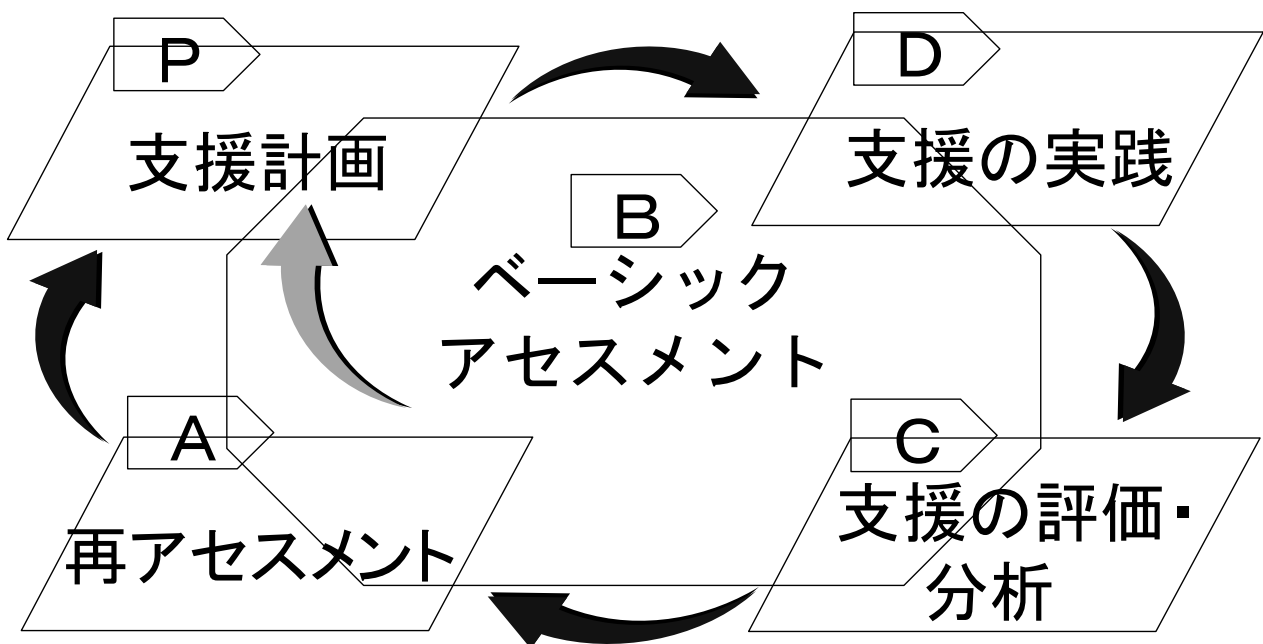
(SVとのケース會議3回+指導主事とのケース會議1回)

推進校(SSWr未配置校) 學校を2回訪問

(SVとのケース會議1回+指導主事とのケース會議1回)



「B—PDCA支援」





平成20年度  
「スクールソーシャルワーク的學校不適應支援事業」

滋賀県教育委員会  
スーパーバイザー・指導主事

研修会年間10回

スクールソーシャルワーカー(調査研究校)  
市町教委担当指導主事 コーディネーター(各学校)

研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの役割と活動
- ・ケース会議における効果的なアセスメントとプランニング
- ・保護者支援 ・関係機関との連携 ・SC、相談員との連携
- ・学校アセスメントと学校体制への支援
- ・教師のコンサルテーション ・事例検討

SSWrについて

- ・ 雇用人数 34人(9市町)
- ・ 配置場所 市町教育委員会1人 小学校23人 中学校13人 その他2人
- ・ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状
- ・ 勤務形態 学校配置型、学校派遣型、拠点校型

SSWrの役割

- ・ 課題のある児童生徒のアセスメントとプランニング
- ・ 環境調整
  - 子ども支援
  - 保護者支援
  - 教員へのコンサルテーション・エンパワー
- ・ 関係機関との連携
- ・ ケースの客観的評価
- ・ 学校体制への支援

## SSWr活用の成果

- 教職員のSSW的視点の定着
  - 児童生徒理解の深まり・児童生徒のニーズに沿った支援  
効果的な保護者支援
- 児童生徒の環境調整・改善
  - 児童生徒のエンパワー
- 気になる児童生徒の把握、情報整理
  - 困っている子どもの早期発見
- 効力感のあるケース会議
  - ケース会議の定着・学校、教師の抱え込みの軽減  
早期対応、早期解決
- 支援の多様化(役割分担の明確化)
  - 教師の閉塞感の軽減・支援の継続・組織対応の充実
- 学校組織の改善
  - 支援の効率化・学校主体の支援
- 機関との情報交換や連絡調整、役割分担の円滑化
  - 機関連携の促進(小中連携、福祉機関連携等)

## 課題

- SSWrが活動しやすい体制づくり
  - 学校のSSWに対する認識
  - 学校組織体制 (管理職・コーディネーター)
  - 市町教委のバックアップ体制
- SSWrの人材確保・資質向上
  - 福祉に関する専門的知識
  - 教育分野への理解
  - アセスメントとプランニング力
  - コーディネート力
- SCとの役割分担や連携
- 非行問題に対するアプローチ
- SSWrの役割の明確化

## 今後に向けて

- ・教職員がSSW的視点をもって児童生徒に対応できるスキルを獲得する

生徒指導にSSW的視点を定着させる

- ・SSWrを学校をサポートする存在として根付かせる

ありがとうございました。

滋賀県教育委員会事務局  
学校教育課  
生徒指導グループ



# SSW的視点での支援のポイント

支援の概要		SSW的視点のポイント
<b>B</b> ベーシック アセスメント	<b>情報収集</b> ・担任からだけでなく、児童生徒・家族に関わる教師からSSW的な視点に基づく「ベースシート」の項目の情報を収集し、シートを作成する。 ケース会議	※守秘義務、情報管理の徹底を図る。 <b>【収集・共有する情報】</b> ※不登校の経緯、現状 ※児童生徒自身に関すること（健康、興味・関心等） ※学校環境（学習面、友人関係、教師との関係等） ※家庭環境（家族関係、親子関係、きょうだい関係等） ※地域環境（地域の特性、地域との関わり等）
	<b>情報共有</b> ・個々の教師が持つ情報を共有する。	<b>【アセスメントに加える視点】</b> ※発達障害の視点、虐待の視点を加える。 ※背景・原因が複合している場合は、一番影響のあるものと支援しにくいものを明確にする。
<b>P</b> 計 画	<b>アセスメント</b> ・情報から総合的に判断し、アセスメントする。	<b>【支援計画の視点】</b> ※学校だけでできる支援の明確化（学校の支援の限界設定）
	<b>支援計画</b> <b>目標の設定</b> ・長期目標、短期目標を設定する。 <b>具体的な手だて</b> ・役割分担を明確にして具体的な手だてを決定する。 <b>次回の予定</b> ・次回のケース会議の日時を決める。	↓ <b>必要に応じた関係機関との連携</b> ※児童生徒の安全確保（いじめ、虐待等から守る） ※児童生徒の学校における安心できる居場所づくり（学習支援、友人・教師との関係調整等） ※児童生徒の行動や受け入れの枠組みの明確化 ※学校ができる家庭環境の調整・改善
<b>D</b> 実 行	<b>支援の実践</b> ・支援計画に基づく支援をする。 ケース会議	<b>【実践上の留意点】</b> ※支援がうまくいかなかったときはフォローをする。 ※柔軟な対応を必要とする場合がある。
	<b>支援の評価・分析</b> ・評価をし、効果的な支援と効果がみられなかった支援とに分ける。 ・なぜ効果があったのか、効果がみられなかったのかを分析する。	<b>【支援の評価・分析の視点】</b> ※支援した「人」、「時間」、「場面」、「内容」が適切であったかどうか。
<b>C</b> 評価・分析	<b>再アセスメント</b> ・新しい情報や支援の評価・分析からアセスメントを見直す。	<b>【再アセスメントの留意点】</b> ※前回のアセスメントにこだわらず、事実から客観的にアセスメントする。
	<b>支援計画</b> <b>次回の予定</b>	<b>【2回目以降の支援計画の視点】</b> ※効果があった支援は継続し、効果がみられなかった支援は、中止するか修正する。
<b>A</b> 改 善		
<b>P</b> 計 画		



※安定しているかどうかの視点で（夫婦関係、経済面、心理面、健康面、社会性、虐待（ネグレクト）等）

家庭環境

---

（保護者のアセスメント）

※友人関係・教師との関係・学習場面等

学校環境

※地域の特性、家族が地域においてどんな存在か、母親を支えてくれる仲間がいるか等

地域環境

保育園・幼稚園からの情報

関係機関からの情報

	学習面	生活・心理・健康面	人間関係	夢・願い・意欲
できること	<input type="checkbox"/> 学力は高い <input type="checkbox"/> 学習への意欲はある <input type="checkbox"/> プリント類に目が通せる <input type="checkbox"/> 与えられた学習ができる <input type="checkbox"/> 運動ができる <input type="checkbox"/> 行事に参加できる	<input type="checkbox"/> 朝、自分で起きられる <input type="checkbox"/> 決まった時間に登校する <input type="checkbox"/> 給食が食べられる 量（多い・少ない・ふつう） <input type="checkbox"/> 自分の気持ちが表現できる	<input type="checkbox"/> 友だちに会える <input type="checkbox"/> 友だちと話せる <input type="checkbox"/> 友だちと遊べる <input type="checkbox"/> 仲のよい友だちがいる <input type="checkbox"/> 集団に入れる	<input type="checkbox"/> あこがれる仕事や人がいる <input type="checkbox"/> 好きな（やりたい）ことがある
できないこと	<input type="checkbox"/> 授業に意欲を示さない <input type="checkbox"/> 苦手な教科（ ）がある <input type="checkbox"/> 学習の理解が困難である（ ）年生の学習までは理解できる <input type="checkbox"/> 体を動かすことはしない <input type="checkbox"/> テストは受けない	<input type="checkbox"/> 元気がない <input type="checkbox"/> 朝ご飯が食べられない <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える いつ（ ）どんな（ ） <input type="checkbox"/> 好き嫌いが多い <input type="checkbox"/> 給食が苦手 <input type="checkbox"/> 自分の気持ちが表現できない	<input type="checkbox"/> 家から出られない <input type="checkbox"/> 人を避ける <input type="checkbox"/> 友だちと会えない <input type="checkbox"/> 友だちと話せない <input type="checkbox"/> 友だちと遊べない <input type="checkbox"/> 集団の中に入れない <input type="checkbox"/> 孤立している <input type="checkbox"/> 友だちとの喧嘩が多い <input type="checkbox"/> 友だちにからかわれる	<input type="checkbox"/> 好きな（やりたい）ことがない

アセスメント（なぜそうなのか）

# 「スクールソーシャルワーカー活用事業」における実績

【調査対象】 教育委員会によっては、域内の一部地域のみの実績のところもある。

群馬県教育委員会  
滋賀県教育委員会  
香川県教育委員会

大阪府教育委員会  
熊本県教育委員会

(H20.11.1現在の状況)

○スクールソーシャルワーカー(SSW)として雇用した実人数 75 人

○SSW配置の都道府県・市区町村数 57 地域

○SSWの年間勤務日数 3,991 日

## ○教育機関ごとのSSWの配置人数

	人数 (人)	構成 (%)
① 県教育委員会(教育事務所も含む)	39 人	52.0%
② 市町村教育委員会	10 人	13.3%
③ 小学校	15 人	20.0%
④ 中学校	13 人	17.3%
⑤ 高等学校	0 人	0.0%
⑥ 教育支援センター(適応指導教室)	0 人	0.0%
⑦ その他の教育機関	1 人	1.3%

## ○SSWの有する資格

	人数 (人)	構成 (%)
① 社会福祉士	35 人	46.7%
② 精神保健福祉士	18 人	24.0%
③ その他社会福祉に関する資格	6 人	8.0%
④ 教員免許	15 人	20.0%
⑤ 心理に関する資格	14 人	18.7%
⑥ その他SSWの職務に関する技能資格	5 人	6.7%
⑦ 資格を有していない	7 人	9.3%

## ○ スーパービジョンの状況

	全体数
ア スーパービジョン体制のある地域数	47 地域
イ スーパーバイザーの人数	11 人
ウ スーパーバイズの対象児童生徒数	204 人

### ○支援の対象となった児童生徒数

		人数 (人)	うち継続者数
①	小学校	964 人	346 人
②	中学校	1,091 人	527 人
③	高等学校	6 人	4 人

### ○継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況

		件数 (件)	割合 (%)
①	不登校	676 件	26.1%
②	いじめ	57 件	2.2%
③	暴力行為	98 件	3.8%
④	児童虐待	446 件	17.2%
⑤	友人関係の問題(②を除く)	350 件	13.5%
⑥	非行・不良行為(③を除く)	129 件	5.0%
⑦	家庭環境の問題(④を除く)	404 件	15.6%
⑧	教職員等との関係の問題	66 件	2.6%
⑨	心身の健康・保健に関する問題	89 件	3.4%
⑩	発達上の課題等に関する問題	230 件	8.9%
⑪	その他	42 件	1.6%

### ○訪問活動の回数

		回数 (回)	割合 (%)
①	学校	2,203 回	56.2%
②	家庭	672 回	17.1%
③	教育支援センター(適応指導教室)	297 回	7.6%
④	教育委員会(③を除く所管機関も含む)	334 回	8.5%
⑤	関係機関	362 回	9.2%
⑥	その他	54 回	1.4%

### ○ケース会議の開催状況

#### ① 教職員等とのケース会議

		全体数
ア	開催回数	1,633 回
イ	扱ったケース件数	1,382 件
ウ	参加教員数	4,547 人

#### ② 関係機関等とのケース会議

		全体数
ア	開催回数	358 回
イ	扱ったケース件数	543 件
ウ	参加教員数	1,581 人
エ	参加関係機関の人数	1,170 人



### ○連携した関係機関等

		件数 (件)	割合 (%)
①	児童家庭福祉の関係機関	454 件	42.0%
②	保健・医療の関係機関	116 件	10.7%
③	警察等の関係機関	33 件	3.0%
④	司法・矯正・更生保護の関係機関	15 件	1.4%
⑤	教育支援センター等の学校外の教育機関	92 件	8.5%
⑥	その他の専門機関	272 件	25.1%
⑦	地域の人材や団体等	100 件	9.2%

### ○連携等した校内の教職員等

		件数 (件)	割合 (%)
①	学級担任	6,754 件	38.0%
②	管理職	1,607 件	9.0%
③	生徒指導担当	901 件	5.1%
④	養護教諭	692 件	3.9%
⑤	その他の教諭	1,734 件	9.8%
⑥	スクールカウンセラー	347 件	2.0%
⑦	その他の外部相談員等	5,738 件	32.3%

### ○OSSWが行う対象者ごとの研修・講演活動の回数

		回数 (回)
①	教職員	124 回
②	保護者	8 回
③	学校等配置の外部相談員	48 回
④	教育委員会関係者	48 回
⑤	地域住民	3 回
⑥	その他	26 回